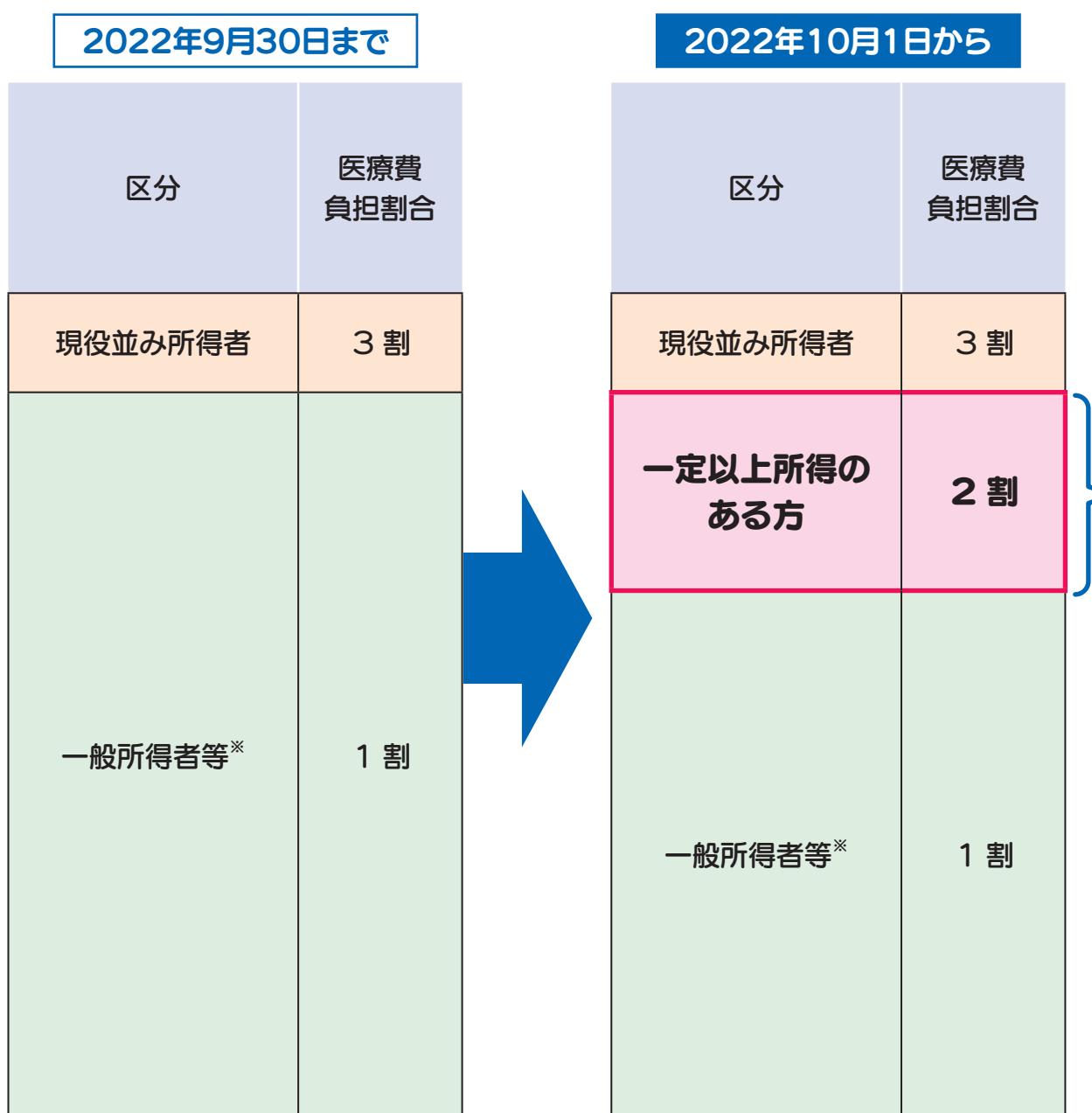


一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療制度の被保険者全体のうち約20%の方です。

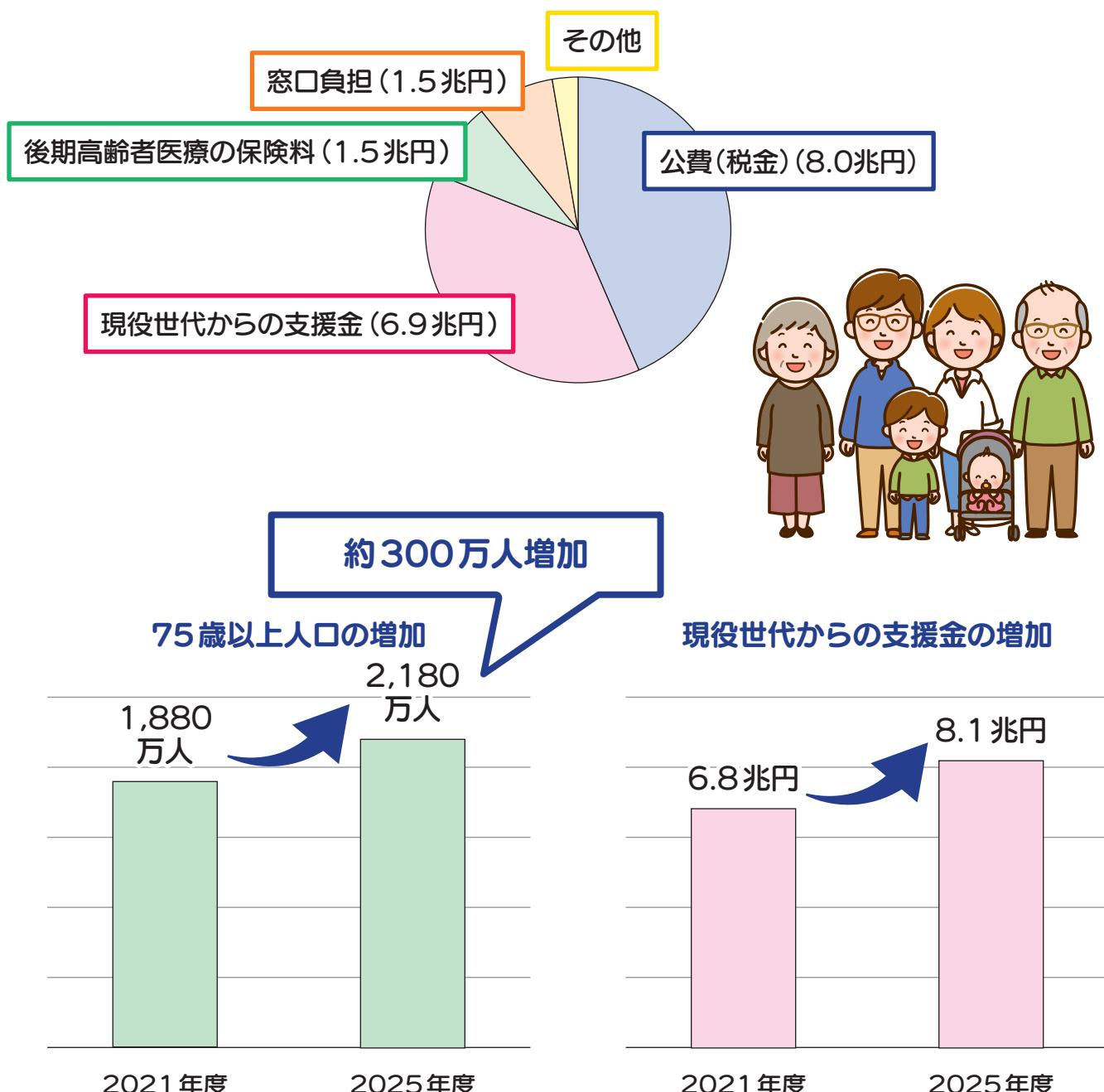


*住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

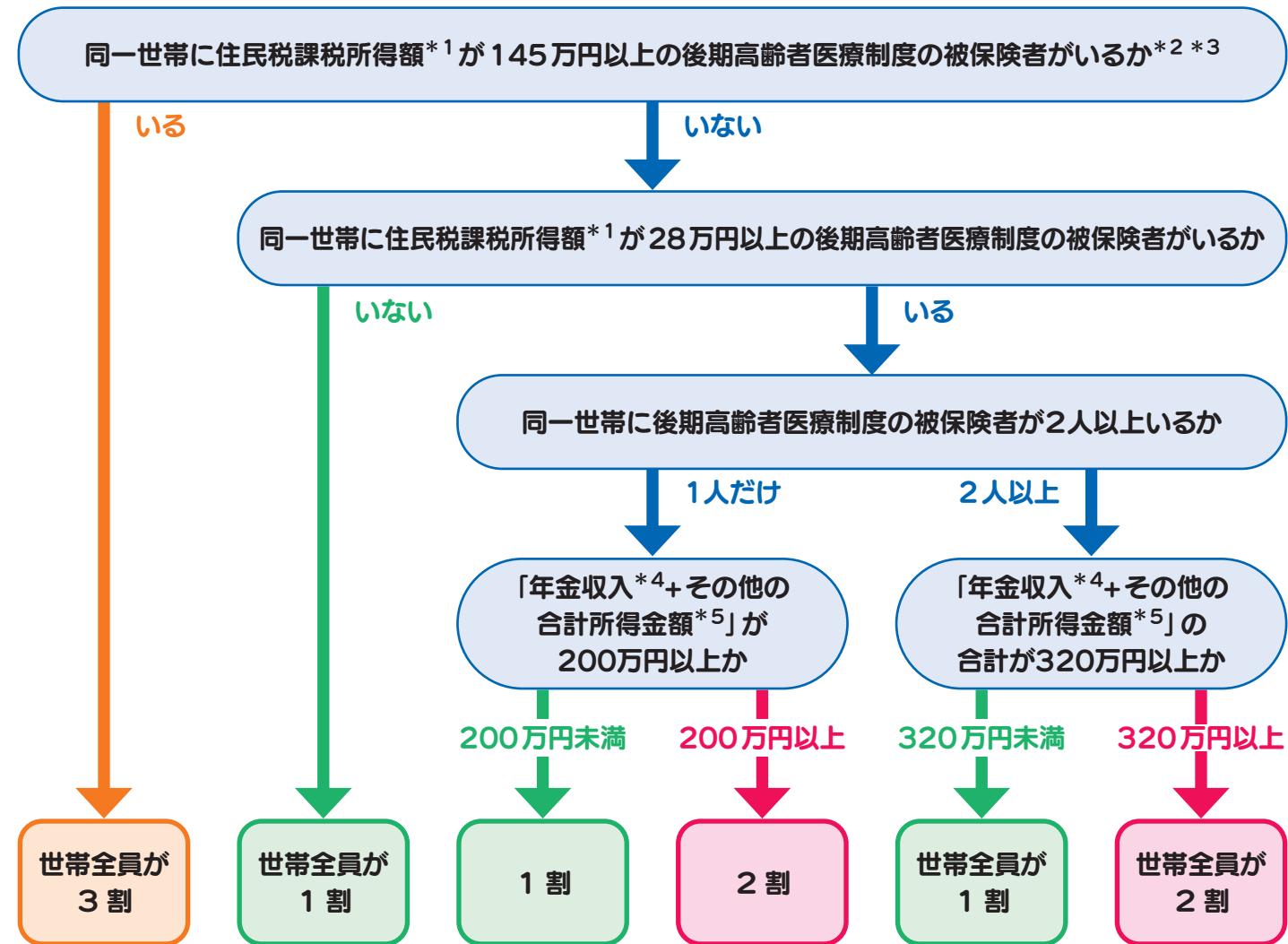
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円) ※令和4年度予算案ベース



窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります。)



* 1 「住民税課税所得額」とは、収入金額から必要経費を差し引いた総所得金額等から、地方税法第314条の2に記載されている各種所得控除額（社会保険料控除、医療費控除等）を差し引いて算出したものをいい、毎年6月頃に市（区）町村から送付される納税通知書で確認いただけます。なお、免税となる肉用牛の売却による事業所得については、住民税課税所得額に含めます。

* 2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額が145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、[いない]に進みます。

* 3 以下に当てはまる場合は、現役並み所得者の対象外となり、[いない]に進みます。

- ・被保険者が1人の場合⇒被保険者の収入額が383万円未満
- ・被保険者が2人以上の場合⇒被保険者全員の収入合計額が520万円未満
- ・同一世帯に被保険者が1人で、かつ、70歳以上75歳未満の方がいる場合⇒被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額が520万円未満

* 4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

* 5 「その他の合計所得金額」とは、収入から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額（長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算）から、公的年金の雑所得を除いた金額のことです。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関等での受診については、上限額以上を窓口で支払わなくてよい取扱いになります。

そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合 2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には
2022年9月頃に各都道府県の広域連合から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします

